

## 移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領の細部取扱いについて

近運技保第621-3号

平成19年2月1日

一部改正 近運技保第238号

平成26年6月27日

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（平成19年2月1日付け近運達甲第37-2号。以下「認定要領」という。）の細部取扱いは、次によるものとする。

### 1. 認定要領第3関係（基準適用除外の認定を申請することができる自動車）

基準適用除外ができる条項は、別紙1の「移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表」によるほか、次号により取り扱うものとする。

- (1) 認定要領第3第1号の「地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線」とは、運行する道路の勾配、踏切の構造等により車体と道路とが接触する場合等をいう。この場合において、当該事由による移動円滑化基準不適合自動車は、該当する路線のみの運行を原則とするが、当該自動車を当該路線以外にも使用しなければ運行を管理する営業所の配置車両数を増加させなければならなくなる等、車両の運用が困難になることなどが確認できる添付資料を添えて申請のあった場合は、適用除外を認めることとする。
- (2) 認定要領第3第6号については、個別案件とし、申請者等から相談があった場合は、事情聴取等を行い処理するものとする。

### 2. 認定要領第4関係（申請者等）

認定要領第4第2項中、「営業所の長」とは、自動車の運行について他と区分して管理が行われている単位の長とする。

### 3. 認定要領第5関係（申請書及び添付資料）

- (1) 認定要領別表添付資料一覧表中、「車両外観図」については、外観4面図（平面、側面、前面、後面）とし、車両諸元が確認できるものであること。
- (2) 認定要領別表添付資料一覧表中、「使用者の事業内容」については、移動円滑化基準適用除外申請書の余白に旅客自動車運送事業の種類のを全てを記載することにより、添付資料に代えることができる。
- (3) 認定要領別表添付資料一覧表中、「主な運行経路図」については、起終点停留所及び途中停留所が記載された「運行系統略図」で差し支えないものとする。また、認定要領第3第1号の地形上の理由により基準適用除外申請を行う場合には、当該箇所等を示すものとする。さらに、認定要領第3第2号の自動車のうち高速バスに該当する場合は、起終点停留所間の距離を示す資料を添付すること。
- (4) 認定要領第3第2号の自動車であって、複数の運行系統を運行する自動車は、前号の規定にかかわらず、起終点及び主たる経過地を記載した「運行系統一覧表」を

添付することにより、「主な運行経路図」を省略することができる。

- (5) 認定要領別表添付資料一覧表中、「走行が困難である当該箇所を示した資料」については、基準適合自動車では走行ができないことが明確に確認できる道路・踏切等の図面（平面図・断面図）又は走行実験結果等の資料とする。
- (6) 認定要領別表添付資料一覧表中、「初度検査年等を示した資料」については自動車検査証又は一時抹消登録証明書（抹消登録証明書を含む。以下同じ。）の写しとする。  
ただし、平成12年10月31日までに購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車にあつては、自動車検査証又は一時抹消登録証明書の写し及び当該契約書の写しとする。
- (7) 認定要領第5第3項中、「複数の類似する自動車」とは、車名及び型式が同一であり、かつ、基準適用除外の認定の条項が同じ自動車をいう。
- (8) 認定要領第5第4項中、「当該変更内容についての資料」とは、変更の事実が確認できる資料とする。

#### 4. その他

- (1) 運輸監理部長又は運輸支局長は、移動円滑化基準適用除外認定書（以下、「認定書」という。）を交付する際には、申請者に対して、認定の失効、認定の取消及び基準適用除外の期限等を周知させるため、別紙2の認定書の裏面に印刷された内容及び認定書に付された条件について説明を行うものとする。
- (2) 認定要領第8に基づき基準適用除外の認定を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「当該運送事業者」という。）は、事業用の運行を管理する営業所毎に別紙3の基準適用除外車両台帳を備え付け、認定書とともに保管するものとする。この場合において、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定について」（平成26年4月1日付け近運技保公示第18号）により認定を受けた自動車についても基準適用除外車両台帳に記載するものとする。
- (3) 認定要領第9に基づく一括適用除外の認定を受けた自動車を有する当該運送事業者は、その認定書の写しを保管するものとする。また、認定要領第3第4号の自動車であつて、認定要領第9に基づく一括適用除外の認定を受けた自動車を有する当該運送事業者は、その認定書の写し及び認定要領第7により付された条件である運行地域の自治体及び住民との合意がなされていること又は運行地域の自治体からの要請がなされていることを証する資料の写しを保管するものとする。
- (4) 平成12年10月31日までに購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該運送事業者が新たにその事業の用に供する自動車にあつては、当該契約書等（写しでも可）を別紙3の基準適用除外車両台帳とともに保管するものとする。

移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

条 項  認定要領	移動円滑化基準									
	第 3 7 条 (乗降口)			第 3 8 条 (床面)		第 3 9 条	第 4 0 条 (通路)		第 4 1 条	第 4 2 条
	第 1 項 (踏み段の色)	第 2 項第 1 号 (幅)	第 2 項第 2 号 (スロープ)	第 1 項 (高さ)	第 2 項 (材質)	(車いすス ペース)	第 1 項 (幅)	第 2 項 (手すりの間隔)	(運行情報提 供設備等)	(意志疎通設 備)
第 3 ( 1 ) 地形上の理由	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第 3 ( 2 ) 高速バス等	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×
第 3 ( 3 ) 幅 2.1 m 以下、 定員 2 3 人超	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第 3 ( 4 ) 車両総重量 5 t 以 下、定員 2 3 人以下	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第 3 ( 5 ) 中古車	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第 3 ( 6 ) 特別の事由	×				×				×	×

- ※ ×は、基準適用除外を認めない項目  
◎は、基準適用除外を認める項目  
●は、合理的な理由があれば適用除外を認める項目  
空欄は、本細部取扱い 1 ( 2 ) により個別案件として調整が必要な項目

移動円滑化基準適用除外認定自動車の注意事項

1. 基準適用除外の認定を受けた使用者は、その氏名若しくは名称、住所又は使用の本拠の位置について変更があった場合は、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに基準適用除外の認定の変更申請を行わなければなりません。
2. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）の目的に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合や、付された条件に違反して運行した場合又は基準適用除外の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、その違反事項等に応じて「文書勧告」、「文書警告」又は「基準適用除外の認定取消処分」を行うことがあります。
3. 基準適用除外の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、基準適用除外の認定は失効します。
  - （1）当該自動車の登録が抹消された場合
  - （2）当該自動車の使用の本拠の位置が近畿運輸局の管轄外となった場合
  - （3）使用者の変更があった場合（分社化による使用者の変更を除く。）
  - （4）基準適用除外の認定の期限を経過している場合

## 基準適用除外車両台帳

番号	自動車登録番号	車名	型式	車台番号	認定番号及び認定年月日	適用除外条項及び条件	備考
1					平成 年 第 月 日		
2					平成 年 第 月 日		
3					平成 年 第 月 日		
4					平成 年 第 月 日		
5					平成 年 第 月 日		
6					平成 年 第 月 日		
7					平成 年 第 月 日		
8					平成 年 第 月 日		
9					平成 年 第 月 日		
10					平成 年 第 月 日		

(日本工業規格 A列4番)

## 備考

- (1) 備考欄には、導入年月日を記載する。
- (2) 認定要領第10第1項の取消処分を受けた場合は、取消処分の旨及び取消年月日を記載する。
- (3) 認定要領第10第3項の規定により、基準適用除外の認定が失効した場合は、失効の理由及び年月日を記載する。
- (4) 基準適用除外の認定を受けた自動車について、使用の本拠の位置の変更等により新たに基準適用除外の認定を受けた場合は、新たに認定を受けた理由、認定番号及び認定年月日を記載する。